

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

水巻町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

水巻町長

## 公表日

令和3年3月2日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	<p>母子保健法に基づき、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査等を行う。</p> <p>本町は母子保健法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健指導、訪問指導、健康診査の実施</li> <li>・妊娠の届出の受理、母子手帳の交付</li> <li>・養育医療の給付</li> </ul> <p>番号法別表第二に基づいて、本町は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請サービス
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 番号法 別表第一の49の項</li> <li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条</li> </ol>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 番号法 別表第二の69の2、70の項</li> <li>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第二省令」という。）第38条の3、第39条</li> </ol> <p>(情報提供の根拠)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 番号法 別表第二の26、56の2、69の2、87の項</li> <li>2. 別表第二省令 第19、30、第38条の3、44条</li> </ol>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号 水巻町役場 総務課庶務係 電話番号 093-201-4321
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒807-0025 福岡県遠賀郡水巻町頃末南三丁目11番1号 水巻町役場 健康課健康推進係 電話番号 093-202-3212

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月1日	事務の概要		情報連携に関する記述を追加	事後	
平成28年7月1日	システムの名称	住民健康管理システム	住民健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	事後	
平成28年7月1日	情報連携の実施の有無	実施しない	実施する	事後	
平成28年7月1日	情報連携の法令上の根拠		根拠規定の追加	事後	
平成28年7月1日	担当部署所属長	課長 村上 亮一	課長 内山 節子	事後	
平成30年1月23日	I-1 ③システムの名称	住民健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	住民健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請サービス	事後	電子申請サービスの開始に伴う見直し
令和1年6月19日	I-5 ②所属長の役職名	課長 内山 節子	課長	事後	新様式への変更
令和1年6月19日	IV リスク対策	記載なし	追記	事後	新様式への変更
令和1年6月19日	I-1 ③システムの名称	住民健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請サービス	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、電子申請サービス	事後	
令和2年5月28日	情報連携の法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法 別表第二の70の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第39条</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法 別表第二の26、56の2、87の項</p> <p>2. 別表第二省令 第19、30、44条</p>	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>1. 番号法 別表第二の69の2、70の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「別表第二省令」という。)第38条の3、第39条</p> <p>(情報提供の根拠)</p> <p>1. 番号法 別表第二の26、56の2、69の2、87の項</p> <p>2. 別表第二省令 第19、30、第38条の3、44条</p>	事前	
令和3年3月2日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ	〒807-8501 福岡県遠賀郡水巻町頃末北一丁目1番1号 水巻町役場 健康課健康推進係	〒807-0025 福岡県遠賀郡水巻町頃末南三丁目11番1号 水巻町役場 健康課健康推進係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明